

東浦町審議会等の会議の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、審議会等の会議を公開することにより、町民の知る権利を保障するとともに、町政への理解と参加を促進し、もって開かれた町政の実現を一層推進することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 この要綱の対象とする会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及び町要綱等に基づき町長その他の執行機関に設置された附属機関に準ずる機関であって、町の事務事業について町民の意見や専門的知見等を反映させるため、住民や知識経験者等が構成員として参加する審議会、協議会、委員会等（以下「審議会等」という。）の会議とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 法令により公開することができないとされている会議
- (2) 個人の保護等の処遇に関する審査等を目的として設置された審議会等の会議
- (3) 審議会等の下部組織として設置された作業部会等であって、町職員及び愛知県その他の関係機関の職員のみによって構成される会議

(会議公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 東浦町情報公開条例に規定する不開示情報が含まれる事項について審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議中の非公開の決定)

第4条 審議会等の長は、公開された会議の途中に前条の基準に該当すると認めるときは、当該会議に諮って、当該基準に該当する部分について、会議を非公開とすることができる。

(会議開催の事前公表)

第5条 審議会等は、開催する会議について、次の事項をあらかじめ公表しなければならない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 非公開の理由（会議を非公開とする場合に限る。）
- (7) 傍聴者の定員及び決定方法（会議を公開とする場合に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

- 2 前項に規定する事項は、当該会議を開催する日の1週間前までに、インターネットの本町ホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に審議会等の会議を開催する必要があるとき、又は前項の規定により公表した事項を変更する必要があるときは、この限りでない。

(公開の方法等)

第6条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 審議会等は、審議会等の会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員を5名以上であらかじめ定め、当該会議の会議場に傍聴席を設けるものとする。ただし、感染症の感染予防の観点から5名以上の傍聴席を設けることが困難と認めるときは、必要な人数分の傍聴席を減ずることができる。
- 3 前項ただし書の規定は、傍聴席を設けないと解してはならず、5名以上の傍聴席を設けることが可能な会議場を確保できるよう調整に努めた上で、なお、その確保が困難なときに限り適用することができる。
- 4 会議の傍聴を希望する者が前項の定員を超えるとときは、抽選により傍聴者を決定するものとする。ただし、審議会等が特に必要と認めるときは、他の方法によることができる。
- 5 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に関する手続等を定めるとともに、傍聴に係る注意事項を記載した書面を傍聴者に配布する等、会議場の秩序の維持に努めなければならない。

(傍聴することができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類又は拡声器を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第8条 傍聴者は、会議の議長等の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。ただし、第4号及び第5号の事項については、会議の議長等が当該会議の進行に支障がないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) 会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるよう

な行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第9条 傍聴者は、審議会等の会議の議事等において非公開とする決定があったときは、会議の議長等の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

2 会議の議長等は、傍聴者が前条の規定に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第10条 審議会等は、会議資料(不開示情報が記録されているものを除く。以下同じ。)を傍聴人に配布するものとする。ただし、配布が困難と認められる会議資料については、会議場に備え、傍聴者の閲覧に供するものとする。

(会議録の作成及び閲覧)

第11条 審議会等は、会議の公開、非公開の別にかかわらず、会議を開催した日の翌日から3週間以内に会議録を作成しなければならない。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該期間を30日以内に限り延長することができる。

2 会議録には、次の事項を記載するものとする。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 出席者(委員及び事務局)

(5) 議題

(6) 傍聴者の数

(7) 審議内容

(8) 前各号に定めるもののほか、審議会等が必要と認める事項

3 審議会等は、公開した会議の会議録の写しを、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで閲覧に供するとともに、町ホームページに掲載しなければならない。

(実施状況の公表)

第12条 審議会等の会議の公開の実施状況については、毎年度、これを公表する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。